

介護保険料改定のお知らせ

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、それぞれの市町村（保険者）において、3か年を1期としてその間に利用される介護サービスの見込み量等に応じて算定することになっており、3月定例議会において、平成24年度から平成26年度までの新たな介護保険料が決定いたしましたのでお知らせします。

下記の改定理由等により、平成24年度から介護保険料を改定させていただきます。

被保険者の皆さんには負担増をお願いすることになりますが、安平町の介護保険事業の安定を図り、地域で介護が必要な方を支え合うためにご理解いただきますようお願いいたします。

なお、算定に伴い主に次の制度改正等を勘案し改定しています。

改定の主な理由

- ①第1号被保険者の負担率が20%から21%に引き上げられました。
 - ②介護報酬改定(1.2%)に伴う引き上げ。
 - ③平成24年度から26年度までのサービス利用見込量等の増加による引き上げ。
 - ④平成21年度から23年度までの財源不足に伴う借入金の償還による引き上げ。
- なお、北海道財政安定化基金（※）の取り崩しにより保険料の上昇を抑えています。
（※これまでに町の介護保険料より北海道に積立している基金です。）

【介護保険について】

介護保険制度は、市町村が保険者になって運営しています。

40歳以上の皆さんが、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部負担によりサービスを利用する支え合いの制度です。

【介護保険料について】

介護保険料は、介護保険運営を行うための大切な財源です。

65歳以上の人の保険料は市町村で算定された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。

40歳から64歳以下の方は、健康保険や医療保険等の保険料と合わせて保険料が徴収されます。

（保険料の算定は、加入している健康保険組合等にお問い合わせください）

【介護保険の財源について（利用者負担分は除く）】

介護保険制度の介護費用総額は、公費＋保険料＋利用者負担で支えられています。

但し、利用者負担金（10%）を除くことで、保険給付される部分の財源構成が右のグラフのようになります。

※平成24年度から平成26年度までの割合です。

